

2016(平成28)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は2枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

〔問題〕

次の文章を読み、下の（１）および（２）に解答しなさい。なお、（１）および（２）はそれぞれ独立した問題とする。

A株式会社は取締役会設置会社であり、公開会社である。A社の発行可能株式総数は3万株、発行済株式総数は1万株であり、種類株式は発行されていない。A社株式は東京証券取引所において売買されているが、ここ1年の株価はほぼ1株100万円で推移しており、直近の株価もまた100万円であった。

A社の代表取締役Pは、A社の資金調達の必要性と取引先であるB株式会社との関係強化の必要性にかんがみて、B社に対して、①1株についての払込金額は70万円、②B社に発行する株式の数は1000株、③払込期日は平成27年8月1日、という内容でA社株式を発行しようと考えた（以下「本件新株発行」という）。そこで、PはA社の取締役会（構成員はP、Q、Rの3名）において平成27年6月27日に上記①～③を内容とする新株発行のための決議を得た。Pは、本件新株発行にあたって、株主総会による決議は必要ではないと判断し、株主総会の招集は行わなかった。

Pは、A社によるB社への本件新株発行について、平成27年7月1日に、上記①～③の内容を含む公告を行った。

（１）平成27年4月1日からA社株式100株を保有する株主であったSは、公告によりPが本件新株発行をしようとしていることを平成27年7月10日に知ったが、本件新株発行には問題があると考えた。

平成27年7月10日時点において、SがA社に対してとりうる会社法上の手段について検討し、Sの主張が認められるかどうか論じなさい。（50点）

（２）A社において本件新株発行のために必要な手続きがなされたとPから説明されたB社は、平成27年8月1日に7億円を払い込んだのち、発行を受けたA社株式を平成27年9月1日にC株式会社などに譲渡した。なお、A社は登記簿上の発行済株式総数を1万株から1万1000株に変更している。

平成27年4月1日からA社株式100株を保有する株主であったSは、公告によりPが本件新株発行をしようとしていることを平成27年7月10日に知っており、本件新株発行には問題があると考えていたが、平成27年9月30日までは何らの手段をとらなかった。

平成27年10月1日時点において、Sが本件新株発行の効力を争うためにA社に対してとりうる会社法上の手段について検討し、Sの主張が認められるかどうか論じなさい。（50点）

余白

余白